

## 室町時代七条仏所の正系仏所の交代をめぐって

根立研介（京都大学）

室町彫刻史は、従来は鎌倉彫刻の衰退期という文脈で語られてきたところもあるが、近年は各地でこの時代の遺品や文献史料の発掘が行われ、当代彫刻史を再評価する研究が盛んに行われている。特に近年この時代の彫刻史研究で著しい進展を見せているのが、運慶の末裔を自称し、慶派の末裔とみられる七条仏所の研究である。そして、この研究の進展に関しては、東寺大仏師職研究などにより、七条仏師の正系の系譜が概ね明らかにされたことが大きい。

ただ、未だ解明すべき点はなお残されている。その最も重要な問題は、15世紀後半と見られる正系仏所の交代の問題である。すなわち、七条仏所の正系が南北朝時代の康誉に始まるかとみられる七条西仏所から、七条中仏所に交代したのである。七条中仏所は、江戸時代前期までわが国を代表する仏所であるだけに、七条仏所の正系の交代は大きな意味を持っている。

この交代に関しては、従来は15世紀半ば頃に発生した七条西仏所の混乱に乗じて、寛正2年（1461）に七条中仏所に属していたとみられる康永が東寺大仏師職を買得したことを契機に生じたと思われてきた。しかしながら、近年和歌山・東光寺の不動明王像から寛正4年の康永作を示す銘文が発見され、そこでは康永は「七条西仏所」を肩書きに名乗っていることが明らかになった。この像の銘記を見出した大河内智之氏は、大仏師職の買得が、七条西仏所自体の買得という動きに至った可能性を示唆し、従来の見解を再解釈しようとした。しかしながら、仏所自体の買得という事例は例が知られず、また自らの本籍の仏所名を肩書きに用いないこともかなり不自然で、この問題は再考の余地があろう。ここで注目したいのが、康永が文明5年（1473）銘の福岡・普光寺金剛力士像の銘記で「雲慶九代」を称す一方、『本朝大仏師系図』などの近世編纂史料では康永の次代とされる康珍が明応2年（1493）銘の東寺講堂大日如来像などの銘記で「運慶十一代孫」と称している点である。そうすると、七条仏所の正系の仏師は、康永と康珍の間にもう一人存在していた可能性があり、さらにはこの人物が七条仏所の正系を西仏所から中仏所に交代させた可能性が出てこよう。

この事に関連してもう一つ留意しなければならないのは、康永と康珍の作風の相違である。康永の遺品には先の東光寺像や普光寺像の他、文明6年銘の愛媛・雲門寺釈迦三尊像などがあるが、これらと康珍の東寺像その他の遺品を比較してみると、康珍が康永の作風を継承しているとは言い難いところがあり、この二人が同一の仏所の仏師とするには躊躇するところがある。

いずれにしても、この発表では15世紀後半の七条仏所の正系の交代について新たな見通しを述べると共に、この正系交代後に起こる七条中仏所の作風形成とその展開の問題にも言及してみたい。